

1 学区外通学の承認事由等について

※小・中学校共通

学区外通学（指定校変更）の承認事由等		
	承認事由	期間
1	学区外通学が認められている地域であるとき (学区外通学承認地域)	
2	転居をするが、これまでの通学校を希望するとき *徒歩で1時間以内に通学可能な範囲	
3	転居の予定があるため、あらかじめ転居先の学校に入りたいとき	転居する日まで (ただし1年以内)
4	両親共働き（または保護者の就労）等により、児童を子どもルームに入会させるとき	子どもルーム在会期間 (基本的には小学校3年生終了まで)
5	両親共働き（または保護者の就労）等により、児童を下校後、親戚の家等に預けるとき	事由解消まで (基本的には小学校3年生終了まで)
6	兄弟姉妹を同じ学校に通わせるとき	事由解消まで
7	身体事由により通学に支障があると認められるとき	必要と認められる期間
8	大規模校等（指定校）から隣接する適正規模校等への就学を希望するとき	必要と認められる期間
9	その他、教育委員会が特に必要と認めたとき	必要と認められる期間

2 学区外通学及び学区外通学承認地域について

<学区外通学について>

Q1 学区外通学の承認事由等に、「統合のため」を入れてほしい。

→千葉県は学区制をとっていますが、学区外通学については、市で決めている承認事由等により認めています。

適正配置については、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実を図ることを目指して進めています。適正規模の学校にすることにより、集団生活の中で社会性を養うなどの教育効果をあげられるという考えから、学区制に基づいて統合等を行っています。このようなことから、承認事由等の項目に「統合のため」を入れることについては認めることができないことをご理解ください。

<学区外通学承認地域について>

Q2 学区外通学承認地域では、指定の学校と承認されている学校の両方の入学通知書が保護者に届くと聞いているが、本当か。

→原則としては、指定されている学校への入学通知を1月末に保護者に送付しています。保護者から学区外通学の申請があれば、承認されている学校への通学を認め、入学通知書を送付します。

1月以降に学区外申請をした場合、指定校の入学通知書を送付後、追って承認された学校の通知書が送付されることもあります。

Q3 統合に伴い、天戸中への学区外通学承認地域とするにはどうしたらよいか。

→統合に伴う学区外通学承認地域の指定に際しては、まず当該自治会の中で、承認される学校の所属団体との関わり合いも含め、地域コミュニティとの整合性を考慮し十分協議していただく中で、自治会の総意として合意していただく必要があります。そして、地元代表協議会で学区外通学承認地域の指定を含めて協議し、合意された場合、「統合の要望書」に学区外通学承認地域の指定についても盛り込み、教育長に提出していただきます。その後の手続きとしては、次のとおりとなります。

- ①「統合の要望書」を受けて、市として統合が決定された場合、学事課において現地調査等を行う。
- ②千葉市立小学校及び中学校通学区域調整検討委員会において、協議、検討を行う。
- ③教育委員会会議において、千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則の改正を行う。

Q4 統合に伴い、天戸中の学区外通学承認地域となった場合、統合前から学区外通学が認められるのか。

→学区変更に伴う特例措置として、統合が予定されている第一中学校に、第二中学区の生徒が統合前に予め転校して通学することは認められます。

学区外通学承認地域については、施行後に入学する生徒と、施行後に他から転校してきた生徒が学区外通学の対象となります。施行前・施行時点の在校生については認められません。具体的には、統合年度における1年生から対象となりますが、統合前の全学年および統合時点の2・3年生については認められません。ただし、統合年度以降に他から転校してきた生徒については、全学年が対象となります。